

令和6年2月29日

パブリック・コメント実施

施策等に関する下記計画の素案について、市民の多様な意見を十分考慮した上で最終的に決定するためのパブリック・コメントを実施します。

記

1. パブリック・コメント対象案件 ※各計画の内容、特徴等については別紙のとおり

No.	計画・プラン名	担当課
1	福島市男女共同参画推進条例（改正案） 福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（骨子案）	男女共同参画センター

2. 意見の提出期間

2月29日（木）～4月1日（月）

3. 素案の閲覧方法

- ①市ホームページ
- ②閲覧場所／各担当課、広聴広報課、市民情報室、各支所・出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

4. 意見の提出方法

- ①市ホームページから専用フォームで
- ②上記素案の閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送またはファクスで

5. 意見を提出できる方

- ①本市に住所を有する方
- ②本市に事務所又は事業所を有する方
- ③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ④本市に存する学校に在学する方
- ⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

6. その他


いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。

担当：広聴広報課
課長 八島 主任 松川
電話 024-563-7488（直通）

「福島市男女共同参画推進条例（改正案）」
 「福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（骨子案）」
 ～パブリック・コメント実施～

総務部

男女共同参画センター

目指す姿	性的少数者をはじめとする多様性を認め合い、 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会
計画の期間	なし
 <p>ポイント</p>	<p>1 福島市男女共同参画推進条例（改正案）</p> <p>（1）改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の基本理念に「性の多様性の尊重」を明記する。 <p>2 福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（骨子案）</p> <p>（1）制度内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者や事実婚の方々が 「人生のパートナーとして相互に協力し合う関係」であることを 宣誓したことに対して、市が宣誓書受領証等を交付する制度。 <p>（2）制度の主なポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ①適用の対象…ア 性的少数者のほか事実婚とする。 ※多様な暮らし方やあり方を尊重するため <li style="padding-left: 2em;">イ ファミリー（親・子）も含める。 ※多様な家族構成に対応するため ②制度の理念…性の多様性の尊重について、男女共同参画推進条例に 明記する。※条例改正案のとおり ③制度の運用…要綱を策定する。 <p>（3）制度の運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度
意見提出期間	令和6年2月29日 ～ 令和6年4月1日
備 考	

担当：男女共同参画センター
 所長 木村 主任 本田
 電話 024-525-3784（直通）